

◎雇用保険法等の一部を改正する法律

(平成二十二年三月三〇日法律第五号)

一、提案理由(平成二十二年三月一日・衆議院厚生労働委員会)

○舛添国務大臣 雇用保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、我が国では、景気が下降局面にある中で、雇用失業情勢は厳しい状況にあり、その影響が、特に、非正規労働者の雇用調整の動きの急速な拡大として見られるところであります。

このような状況に対応し、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度について、当面の緊急対策としての暫定措置も含め、その機能を強化するとともに、負担軽減の観点から特例的に平成二十一年度の雇用保険率を引き下げる等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

まず、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者等については、被保険者期間が六カ月以上で基本手当の受給資格

雇用保険法等の一部を改正する法律

を得られることとし、また、所定給付日数を、暫定的に、倒産、解雇等による離職者と同様とすることとしております。

次に、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者及び倒産、解雇等による離職者であつて、四十五歳未満である者または雇用機会が不足していると認められる地域に居住する者であり、公共職業安定所長が就職が困難であると認めたる者等については、暫定的に、所定給付日数を延長して基本手当を支給することができることとしております。

また、就業促進手当について、暫定的に、再就職手当の支給要件の緩和及び給付率の引き上げ等を行うこととしております。

このほか、育児休業給付について、育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金を統合し、全額を育児休業中に支給することとするとともに、給付率を賃金日額の百分の五十に引き上げている暫定措置を、当分の間、延長することとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

平成二十一年度における雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、暫定的に千分の八とすることとしております。

第三は、船員保険法の一部改正であります。

船員保険についても、雇用保険法の改正に準じて、失業保険金、再就職手当、保険料率等に関する改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日については、平成二十一年四月一日としておりますが、育児休業給付に係る部分については、平成二十二年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十一年三月一九日)

○田村憲久君 たいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度について、受給資格要件の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、有期労働契約が更新されなかつた離職者等について、六カ月以上の被保険者期間で基本手当の受給資格を取得す

ることができるものとするともに、基本手当の所定給付日数について、三年間の暫定措置として、倒産、解雇等による離職者と同様の取り扱いとすること、

第二に、育児休業給付について、給付率を賃金日額の百分の五十に引き上げている暫定措置を、当分の間、延長すること、
第三に、平成二十一年度における雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、千分の八に引き下げることであります。

本案は、去る三月十日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、翌十一日舩添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合より、雇用保険法による基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成二十一年三月三十一日からの受給資格者を対象とすること等の修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十二年三月一八日)

○後藤(茂)委員 たいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、雇用保険法による基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者その対象とすること。

第二に、船員保険法による失業保険金等に関する事項の改正について、雇用保険法と同様の修正を行うこと。

第三に、原案において平成二十一年四月一日となっている施行期日を平成二十一年三月三十一日に改めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年三月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

雇用保険法等の一部を改正する法律

一 今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」(民主、社民、国新提出)の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。

二 今後、すべての労働者に対して雇用保険の適用を目指す、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、さらなる緩和を検討すること。

三 今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現する恐れがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講ずること。

四 離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。

五 失業等給付などは、今後、雇用失業情勢のさらなる悪化によって安定的な財政運営に支障が出る恐れがあり、現在、百分の五十五に軽減されている国庫負担の暫定措置について

は、本来の四分の一に戻すことを検討すること。

六 雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十一年三月二七日)

○辻泰弘君 たいいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、平成二十一年度の雇用保険率を特例的に引き下げ等の措置を講じようとするものであります。

本法律案につきましては、衆議院において、基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者その対象とすること、施行期日を平成二十一年三月三十一日に改めること等の修正が行われております。

委員会におきましては、いわゆる非正規労働者を始めとする離職者に対するセーフティネットの在り方、雇用保険の対象を定める適用基準や被保険者資格確認の在り方、雇止めにより離職した有期雇用者に関する失業等給付の受給資格要件の見直しの方向性、失業等給付の基本手当の拡充等を三年間の暫定措置とする理由、育児休業給付の統合の意義、雇用調整助成金など雇用安定事業の拡充、ハローワークの体制強化等を図る必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十一年三月二七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、衆議院厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」(民主、社民、国新提出)の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の

生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。

二、今後、必要なすべての労働者に対して雇用保険の適用を指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、更なる緩和を検討すること。

三、今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現するおそれがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講ずること。

四、離職者の離職理由が事業主と離職者とは異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。

五、失業等給付などについては、今後、雇用失業情勢の更なる悪化によって安定的な財政運営に支障が出るおそれがあり、現在、本来の負担額の百分の五十五に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の負担率である四分の一に戻すことを検討すること。

六、雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳

雇用保険法等の一部を改正する法律

しさを増していることにかんがみ、日雇労働求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。

七、いわゆるマルチジョブホルダーについて、雇用保険制度の適用・給付に向けた検討を行うこと。

八、基本手当については、所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険のセーフティネットとしての役割にかんがみ、最低保障の在り方や、給付日額、給付日数等について検討すること。

九、再就職が困難な障害者等に対して、きめ細かな相談体制を充実するとともに、必要な訓練の受け皿を確保した上で、雇用保険の訓練延長給付も活用して再就職支援を行い、雇用保険の受給が終了した後も生活の不安なく訓練を受けられるよう支援を行うことについて、早急に検討すること。
右決議する。